

○平成二十九年国土交通省告示第

八百七十八号(船員法第百七十七条

の三の国土交通大臣が定める危

険物又は有害物)

(平成二十九年九月二十九日)

(国土交通省告示第八百七十八号)

改正 令和 五年 七月三十一日国土交通

省告示第八五二号

船員法(昭和二十二年法律第百号)第百
七十七条の三の規定に基づき、同条の国土交
通大臣が定める危険物又は有害物を次の
ように定め、平成二十九年十月一日から適
用し、平成二年運輸省告示第五百五号(船
員法第百七十七条の三の主務大臣の定める
危険物又は有害物を定める件)は平成二十
九年九月三十日限り廃止する。

船員法第百七十七条の三の国土交通大臣
が定める危険物又は有害物は、次のとおり
とする。

一 タンカーにあつては、次に掲げる危険
物又は有害物

イ 次に掲げる石油及び石油製品

- (1) 原油
- (2) ナフサ
- (3) 揮発油
- (4) ジェット燃料油
- (5) 灯油
- (6) 軽油
- (7) 重油
- (8) 潤滑油
- (9) ペラフィン

(10) アスファルト

ロ 船舶による危険物の運送基準等を
定める告示(昭和五十四年運輸省告示
第五百四十九号)別表第8の3の品名
の欄に掲げる液体化学薬品(同欄が
「その他の液体化学薬品(P混合物を
除く。)」のものを除く。)

ハ 船舶による危険物の運送基準等を
定める告示別表第8の2の品名の欄
に掲げる液化ガス物質(第二号に掲げ
るもの及び同欄が「その他の液体ガス
物質」のものを除く。)

二 液化天然ガス等燃料船にあつては、次
に掲げる危険物又は有害物

- イ 液化天然ガス
- ロ 液化石油ガス
- ハ メタノール
- ニ エタノール

改正文 (令和五年七月三十一日国土
交通省告示第八五二号) 抄

告示の日から施行する。